資料２

次期基本計画策定における基本方針（案）

現行の久留米市文化芸術振興基本計画（令和２～7 年度）の総括を踏まえ、次期基本計画の策定に係る基本的な事項について、次のように方針を定めます。

１． 策定の趣旨

文化芸術は、人々に心のゆとりと潤いをもたらす、心豊かな暮らしのために欠かすことのできないものです。また、異なる価値観や生活環境を超えて、同じ感動を人々に届けることができる文化芸術の特性は、相互理解や思いやりを育み、包摂性の高い社会の実現に寄与します。

このような文化芸術の持つ力を地域の活力としていくため、本市では、平成 18 年 4 月に文化芸術振興の基本理念等を定めた「久留米市文化芸術振興条例」を制定し、平成 19 年 9 月には「久留米市文化芸術振興基本計画」を策定し、計画的に取組みを進めてきました。

現行の「久留米市文化芸術基本計画」（第３期、令和２～７年度）の期間が最終年度を迎えるにあたり、近年の社会状況の変化をふまえ、今後の久留米市の文化振興の将来像や取組みを示す新たな計画として、「久留米市文化芸術振興基本計画」（第４期）を策定します。

２． 策定の背景

現基本計画の期間中には、令和２年度からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や、令和５年７月に発生した北部九州豪雨災害など、文化政策の推進に大きな影響を及ぼすことが発生しました。その中で、心の癒しや活力の創出など、文化芸術が持つ力や役割があらためて認識されました。また、近年の国の文化芸術政策の動きでは、様々な社会問題の解決策として文化芸術が持つ力の社会的な役割がいっそう期待されています。

次期計画では、基本的な考え方は現基本計画を引き継ぎながら、こうした社会環境の変化、国の動向に応じた内容へ更新していく必要があります。

〈文化芸術を取り巻く社会環境の変化〉

・少子高齢化の加速による担い手の減少、鑑賞者など需要の減少
・デジタル化の進展による表現形態の多様化
・国際化、グローバル化の進展（インバウンドや在住外国人の増加）
・文化芸術が果たす役割が増大（生きる喜びや誇り、多様性、包摂性、人と人とのつながり）
・持続可能な社会、ウェルビーイングへの意識の高まり

３． 国の文化芸術政策の動向

近年、国においては、次のように法改正等が進み、文化芸術の振興を重要な政策として位置づけ、文化政策を積極的に推進しています。

（１） 文化芸術基本法（平成 29 年 6 月制定）

文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野の施策とも連携を図ることや、年齢、障がいの有無や経済的な状況に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備を図ることが明記されました。

（２） 文化芸術推進基本計画（第２期）の策定（令和５年３月策定）

ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、文化資源の保存と活用の一層の促進、次代を担う子供たちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興、文化芸術を通じた地方創生の推進等に重点を置くこととされた。

（３）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年６月制定）

障がいの有無に関わらず文化芸術を創造・享受できることや、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造支援の強化、地域で障がい者の文化芸術活動を促進することで障がい者だけでなく住民全体が心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、地方自治体において地方の実情に即した計画の策定に努めることとされた。

（４）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

（文化観光推進法：令和２年５月制定）

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とし、博物館や美術館をはじめとする文化施設が観光事業者と連携し、来訪者を惹きつけるような取組みを行うこととしている。

（５）文化財保護法の一部改正（令和３年４月）

文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくため、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するための地方登録制度を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設するという、制度改正が示された。

※久留米市では「久留米市文化財保存活用地域計画」を令和３年に策定

４． 計画の基本的な考え方

次期計画は、久留米市文化芸術振興条例や現計画の基本理念を引き継ぎつつ、コロナ禍を経て再認識された文化芸術が持つ力より発揮できるような、「市民が主役」の「楽しい」まちづくりの計画とします。

５． 計画の位置付け

次期基本計画は、文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定められた、文化芸術に関する施策の推進及び障害者の文化芸術活動に関する施策を推進することを目的として策定し、本市の文化芸術の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画と位置づけます。

策定にあたっては、国の関連政策をはじめ、市の総合計画及び観光やまちづくり、福祉、教育、こども等関連する個別計画との連携を図ります。

また、現在策定中の「久留米市総合計画（前期基本計画）」を上位計画とし、「久留米市文化財保存活用地域計画」（令和３～１２年度）などを関連計画と位置づけます。

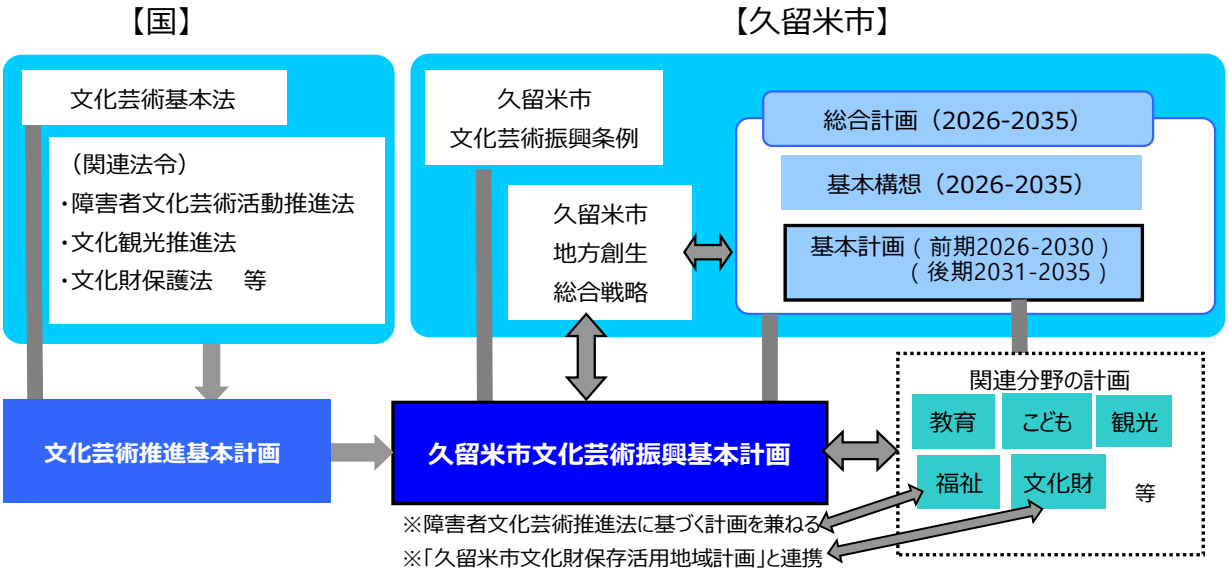

６．　計画の構成

次期基本計画は、現基本計画と同様に、【本編】及び【資料編】で構成し、【本編】については、次の５章で構成します。

- 第１章　策定の背景と目的
- 第２章　久留米市の文化芸術政策を取り巻く状況
- 第３章　計画の方向性
- 第４章　基本施策・主な取組
- 第５章　計画の推進体制

７．　計画の期間

次期計画は、久留米市総合計画（前期基本計画）や関連分野の個別計画との関係性を保持するため、計画期間を５年間とし、令和８年度から令和１２年度とします。

また、本計画の進行管理は「久留米市文化芸術振興審議会」において行い、取組みの見直しや改善を図ります。

８．　策定体制

（１）審議会

多様な視点からの意見を反映した計画とするため、久留米市文化芸術振興基本条例に基づく「久留米市文化芸術振興審議会」に諮問し、答申を受けます。

（２）庁内体制

審議会の事務局を市民文化部文化振興課が担い、庁内関係各課等との意見交換を随時行いながら、原案作成等を進めます。

（３）その他

文化芸術基本法第７条の２第２項の定めにより、教育委員会へ意見聴取をします。

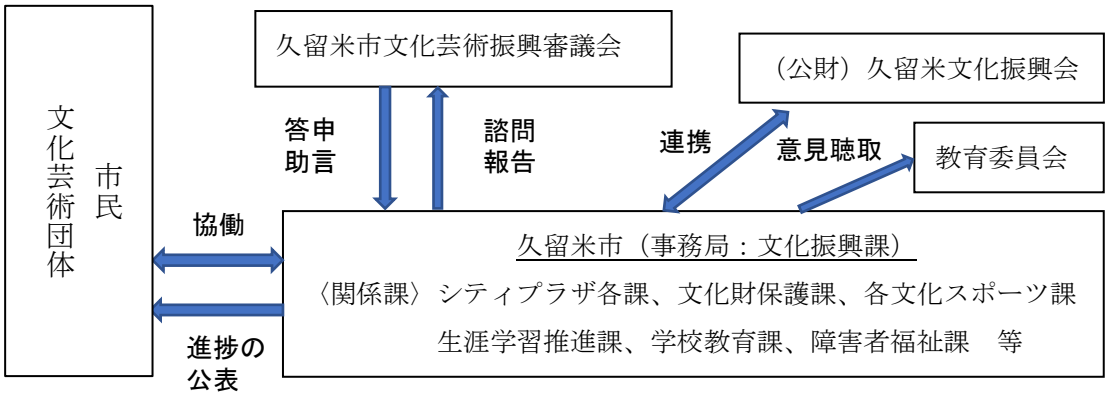

９．　市民参画

市民との協働による計画づくりの観点から、市民参画を推進しながら計画策定を進めます。

- 市民からの意見聴取（市政アンケートモニター「くるモニ」、市民意識調査）
- 関係団体との意見交換会（ヒアリングの実施）
- パブリックコメントの実施

１０．　計画の内容決定

久留米市文化芸術振興審議会に諮問し、答申を経た後、市長が決定します。

１１．策定スケジュール

年度	月		策定項目	市民（関係団体）	庁　内	文化芸術振興審議会	市議会（教育委員会）
令和6年度	1月	上旬	・評価実施 ・次期計画策定のための情報収集	・市民意識調査 ・子どもアンケート	・部長協議（スケジュール案確認 ・政策評価の実施（振り返り会議） ・現基本計画の総括（総括目標に対する達成度、各事業の評価）	【第2回】1/31 ・中間総括 ・策定スケジュール	
		中旬					
		下旬					
	2月	上旬					
		中旬					
		下旬		・庁内意見交換（子ども、障害）			
	3月	上旬					
		中旬					
		下旬					
令和7年度	4月	上旬	・前基本計画の総括 ・基本方針策定		・現基本計画の総括 ・次期基本計画策定にあたっての基本方針(案)作成		【特別職報告】4月 ・現基本計画の総括 ・策定スケジュール
		中旬					
		下旬					
	5月	上旬				【第１回】6/4 ・諮問 ・総括の審議 ・基本方針審議	
		中旬					
		下旬					
	6月	上旬			・部長会（懸案課題協議） ・基本計画策定にあたっての基本方針の策定 ・基本計画骨子(案)の作成 ・基本計画骨子の策定		
		中旬					
		下旬					
	7月	上旬		・市政ｱﾝｹｰﾄﾓﾆﾀｰくるモニ実施（7月）		【第２回】7月上旬 ・基本計画骨子(案)の審議	
		中旬	・基本計画骨子策定				
		下旬					
	8月	上旬					
		中旬	・基本計画原案策定		・基本計画原案の作成	【第３回】8～9月 ・基本計画原案の審議	
		下旬					
	9月	上旬		・ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸ･ｺﾒﾝﾄ広報紙掲載依頼、HP作成			【特別職報告】9月 ・審議会1～3回要旨
		中旬					
		下旬					
	10月	上旬					【10月】 ・所管事務調査 （次期基本計画の原案、意見聴取の開始）
		中旬		※広報久留米11月号			
		下旬					
	11月	上旬		・ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸ･ｺﾒﾝﾄの実施（11月） （関係団体） ・原案の説明 意見交換			（教育委員会） 【11～12月】 ・意見聴取
		中旬					
		下旬					
	12月	上旬					
		中旬					
		下旬					
	1月	上旬			・パブリック・コメント等の意見を踏まえた原案修正	【第4回】1月 ・基本計画原案最終審議	
		中旬					
		下旬					
	2月	上旬	・基本計画策定				【２月】 ・協議会 （パブコメ結果・市民の意見等報告）
		中旬					
		下旬					
	3月	上旬			・基本計画の策定（完成）	【３月】 ・答申	
		中旬					
		下旬					
令和8年度	4月	上旬	・議会報告 ・広報	・市HPへの掲載 ・公共施設への設置			【４月】 ・基本計画完成版最終報告
		中旬					
		下旬					